

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

平成 31 年 (ワ) 第 1258 号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原 告 原告 1 外 5 名

被 告 国

第 16 準備書面

(被侵害利益, 社会的承認についてのまとめ)

2021 年 (令和 3 年) 11 月 30 日

大阪地方裁判所第 11 民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 畑 泰次郎

同 寺 野 朱 美

同 三 輪 晃 義

同 山 岸 克 巳

同訴訟復代理人

同 佐 藤 倫 子

同 宮 本 庸 弘

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

第 1 はじめに

本準備書面では、本件別異取り扱いによる被侵害権利・利益が多岐にわたる重大なものであることを確認した上で、特に社会的承認の不享受がどのような重大な意味を持つのかにも触れ、国の第 5 準備書面の主張にも反論を加える。

なお、本準備書面における略語は、新たに定義するものを除き、原告ら提出の従前の書面の例による。

第 2 本件別異取り扱いによる被侵害利益

原告らが既に繰り返し述べているとおり、本件別異取り扱いによる被侵害権利・利益は重大である。

その内容は、訴状 4 4 頁以下の「3 被侵害権利・利益」の項でも挙げているとおりであり、本件別異取扱いにより、原告ら同性愛者等は重大な権利・利益を侵害されている。

(1) 婚姻の自由の侵害

まず、本件別異取扱いにより、同性愛者等は婚姻自体をすることができない。憲法上、同性愛者等（同性カップル）にも婚姻の自由が保障されているところ、本件別異取扱いは、同性愛者等（同性カップル）の婚姻の自由（憲法 2 4 条 1 項）を侵害するものである。

(2) 婚姻に伴う具体的権利・利益の不享受

さらに、本件別異取扱いにより、同性カップルは、婚姻に伴って法律婚夫婦が享受することができる様々な法的・経済的な権利・利益及び事実上の利益を享受することができない。具体的には、

① 民法上の権利・利益

ア 同居・協力・扶助義務, イ 相続権, ウ 財産共有推定及び財産分与, エ 共同親権

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

② 税法上の権利・利益

ア 所得税・住民税, イ 相続税における優遇措置

③ その他の法的権利・利益

ア 在留資格等（「日本人の配偶者等」や在留特別許可, 帰化の要件等）, イ 遺族年金, ウ 犯罪被害給付制度における遺族給付金, エ 公営住宅への入居, オ DV防止法による保護

④ 事実上の不利益

ア 医療同意など, イ 民間住宅への入居, ウ 住宅の購入（ペアローンの可否）

等きわめて多岐に及ぶのであって、本件別異取扱いが同性愛者等に与える権利侵害・不利益は、非常に重大であると言わざるを得ない

(3) 社会的承認の不享受

また、本件別異取扱いにより、同性カップルは、婚姻関係にあることの戸籍による公証を受けることができないだけでなく、社会的な承認を得ることもできない。

カップルにとって、二人の関係が社会から承認されていることは重要な意味を持っている。もしも社会が二人の関係性を承認していなければ、両当事者も自分たちの関係性を承認し、尊重することができず、安心して関係を継続することは不可能である。カップルが自分たちの関係性を尊重し、安定的な関係を築くためには社会からの承認が必要不可欠なのである。

婚姻することができる異性カップルは、社会的承認を受け、カップルとしての尊厳や安定した関係性を築くことができるという心理的・社会的利益を得ることができる。その一方で、同性カップルはこのような利益を得ることができず、カップルとしての尊厳や安定した関係性を築くことが妨げられているのである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

第 3 社会的承認とスティグマ

1 社会の差別とスティグマ

この点で、社会的承認が受けられない状況にある同性愛者らが直面している社会の差別・スティグマ（烙印）については、原告ら第 1 2 準備書面で詳しく述べたとおりである。

同性カップルに婚姻を認めない現行法は、同性愛者等には、婚姻という形での人的結びつき、家族の繋がりを認める必要がないのだというメッセージを社会に発信し、ひいては、異性同士の関係こそが正常であり、同性愛者は異常、その関係は異性間の関係に劣後する、同性愛者等は法的・社会的に認められないという差別意識を再生産することになる。

しかし、差別とは、原告ら第 1 2 準備書面で詳述したとおり、「個人的な好き嫌い」とは別物で、マジョリティ／マイノリティ関係を背景にした社会の構造的な産物であるから、決して不可変のものではない。

同性婚という制度は、差別とスティグマの中で苦しむ当事者にとって、生きづらさを減らす契機の重要なひとつになる。同性婚を認めない社会制度自体を変え、同性愛者を含む性的マイノリティも望むパートナーと結婚することができる制度を構築することは、社会や当事者の中にも内在化した偏見・差別を解消するためにも必要である。

2 日高庸晴教授意見書

この点、日高庸晴教授の意見書（甲 A 5 4 4）でも、同性愛者らの自殺未遂リスクが相対的に高いこと、その背景には同性愛者らに対する社会の差別・偏見があること、この状況を変えるためには法整備が必要であること等が指摘されている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

すなわち、日高教授らは、性的指向を分析軸に、若者の自殺未遂に関連する要因を検証し（2001年に厚生労働省エイズ対策研究事業の一環として実施された）、大阪市内心齋橋の路上で4,650人にランダムに研究参加を促す声掛けをして実施した結果、男女2,095人から有効回答が得られた。詳細にデータを解析した結果、自殺未遂の生涯経験率は9%（男性6%、女性11%）であり、自殺未遂に関連する要因を男女別に検討したところ、男性においてのみ性的指向以外の他の要因の影響を調整してもなお性的指向が自殺未遂リスクを高める決定的要因であり、異性愛男性と比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは5.98倍高いことが示された。2012年に国の自殺総合対策大綱の5年目の見直しのタイミングで、当事者団体や国内研究の結果などが反映された結果、自殺リスクの高い集団としてLGBTQなどの性的マイノリティが盛り込まれた。（以上、意見書5頁）

自殺リスクの高さの背景としては、以下の事情が指摘されている。すなわち、LGBTに関する社会の反応を鑑みれば、現在の40代以上のLGBT当事者の多くが直面した学齢期や思春期青年期に、LGBTに関する前向きあるいは支援的な情報あるいは行政の施策はわが国において何もなく、それどころか日常的な会話に差別やからかい、揶揄のニュアンスを含む差別発言や侮蔑的表現が横行していたことは容易に推測可能である。そのため、現在の若いLGBT当事者に比較してカミングアウトが困難であることやそのハードルの高さは容易に推測可能である。また、2016年の調査において職場や学校で性的マイノリティに対して差別的な言動を聞いた経験は全体で71.6%であり、極端な地域差や年齢差はなく、どの地域や年齢層においても、ほぼ同程度に差別的な言動を見聞きする経験があった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

例えば、圧倒的多くのゲイ・バイセクシュアル男性にとってカミングアウトは容易なことではなく、その弊害として異性愛者として社会生活を送らざるを得ない状況がある。異性愛に価値をおき同性愛に対して差別、偏見そして憎悪と暴力のある社会の中で生きていくことは、まさに慢性的なストレス状態にほかならない。ゲイ・バイセクシュアル男性は日常生活の中で自らの性的指向が周囲に察せられることがないように神経を使い、社会的役割として異性愛者を装わざるを得ない状況にあると考えられる。異性愛者として社会的に適応しつつも異性愛者としての役割葛藤が生じる状況場面は、「結婚話」をすすめられたとき、「孫の顔が早くみたい」と言われたとき、彼女いないの？と聞かれ、適当に話を合わせているとき等がある（意見書 7～8 頁）。

そして、日高教授は、次のとおり、結論を述べている。「性的指向と性自認の多様性が認められないばかりか、法律によっても保護されておらず、平等な扱いが確保されることなく差別的取り扱いが看過されていることは改めて言及するまでもない事実である。筆者が 20 年に渡り実施してきた一連の調査から示される LGBTQ の当事者が直面する生きづらさを軽減させるためには、法律をはじめとする社会的システムの中に異性愛以外の性的指向を肯定的に捉えていくこと、異性愛者と平等な扱いをしていくこと、多様な性自認の有り様を尊重していくこと、これらの取組と周知を繰り返し行っていくことである。法の整備を通じてこれらの課題を国民に啓発することが叶い、意識を変容させ新たな価値観と規範を涵養していくことを通じて、多様性を尊重する社会の実現に寄与するであろう。」（意見書 9 頁）

ここで指摘されている「法整備」の中に、原告らが求めている婚姻制度の平等もその重要な一内容である点は、他言を要しないであろう。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

第 4 婚姻制度からの排除が、同性愛者等の存在を不可視化させる要因のひとつになり、同性愛者等に対する偏見・差別を助長していること（補論）

以上述べた偏見・差別の除去には制度変革（法整備）が必要不可欠であるという点について、趣意は重なるが、以下補充的に述べておく。

1 異質なものに対する寛容性

複数の研究によれば、一般に、異質なものに対する寛容性は、異質な他者との接触が多いほど高まる。特に同性愛については、実際に同性愛者の知り合いがいると寛容性が高まる。そして、同性愛者に接触する機会がより多い都市居住者ほど同性愛に対する寛容性は高い。また、居住地の市民社会成熟度が同性愛に対する寛容性に関連していることを論じた研究もあることが指摘されている。そのほか、ジェンダー対称的意識（性別役割分業意識に縛られないジェンダー意識）も同性愛に対する寛容性に関わるとされている（以上甲 A 5 4 5 号証，石原「日本における同性愛に対する寛容性の拡大」『*相関社会科学*』第 2 2 号〔2012〕）。しかしながら、日本社会には、これまで見てきた通り、同性愛者などの性的マイノリティに対する根強い偏見・差別が今も厳然として存在する。

2 調査結果にみる性的マイノリティに対する寛容性の程度

科研費による「性的マイノリティについての意識」調査（2015年版）における「同性愛者」／「性別を変えた人」が周りにいるかどうかの質問に対する回答を見ると、「いる」と答えた人は同性愛者について 5.3%，性別を変えた人について 1.8%，「いないと思う」及び「いない」と答えた人を併せると、同性愛者について 87.8%，性別を変えた人について 94.2%である（甲 A 5 4 6 号証・72 頁・図 5-1）。このように、自分の周りには性的マイノリティがいると認識している人はごく少数である。同調査の 2019 年版ではこの数の増加傾

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

向が認められ、同報告も「同性愛者、性別を変えた人ともに、可視化が進んだ可能性」, 「直接接触していないとしても(あるいは接触しているという認識がなくても)必ずしも『いない』のではない, という認識が浸透しつつある可能性」を指摘している(甲 A 5 4 7 号証スライド 20)。

同調査(2015年版)では、「身近な人が性的マイノリティだった場合の嫌悪感」についても調査している。身近な人が同性愛者の場合と、性別を変えた人の場合に分けて質問したところ、「近所の人」や「同僚」では「嫌だ」という割合はさほど高くないが、「きょうだい」や「子ども」となると嫌悪感を示す率が3倍以上になっていた(甲 A 1 0 4 号証の 1・97頁)。

もともと、2019年の調査では、「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」の回答はいずれのグループでも有意な減少傾向を見せている。身近な人が同性愛者だった場合、性別を変えた人だった場合のそれぞれについて2015年調査と2019年調査を対照した結果は、A 5 4 7 号証スライド 25, 26のとおりである。

それによると、相手が「近所の人」や「同僚」である場合には受容度が高まっている傾向が明らかだが、「きょうだい」や「子ども」になるとその率が顕著に下がっていることは2015年の調査と同様である。2019年でも相手が「きょうだい」や「子ども」の場合には、半数以上が【いやだ】と回答している。

3 寛容性の低い社会において毀損される性的マイノリティの尊厳

これらの調査からは、日本はいまだに、同性愛者などの性的マイノリティに対する寛容性が高い社会ではないと言わざるを得ない。前述のとおり、近親者が対象になる場合ほど、寛容性は低くなる。それゆえに同

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

性愛者等の生きづらさはまことに深刻である。まさしく日本においては、性的マイノリティの人格的生存、その個人としての尊厳は大きく損なわれている状況にある。

そのため、自らが同性愛者であることを公言して生活できる者は限られており、その存在は不可視化されている。

かくして、日本においては、日常生活において性的マイノリティをそれと意識して交流する機会を持たない者が大多数である。多くの者は、性的マイノリティが社会で生活しているとの認識すら持たず、周りには存在しないと思いついでいる。このままでは、偏見・差別を除去するために社会の意識を変えることはきわめて困難である。

先の科研費全国調査（甲 A 1 0 4，甲 A 5 4 5）は、後述する渋谷区のパートナーシップ条例が制定された 2 0 1 5 年（平成 2 7 年）3 月に実施されたものである。前述のとおり、この調査は、同性愛者等が周りにいると認識している者は少なく、とりわけ身内にそのような者がいることに対する嫌悪感が高いことを示すものではあるが、他方で、同性どうしの婚姻制度に関する質問では、これと対照的な結果を示している。すなわち、「同性どうしの結婚を法で認めること」については、1 2 5 9 名の回答者中、「賛成」が 1 4 . 8 %，「やや賛成」が 3 6 . 4 %，「やや反対」が 2 5 . 3 %，「反対」が 1 6 . 0 %，「無回答」が 7 . 5 %であった（甲 A 1 0 4 号証・1 5 2 頁）。この調査でも、「賛成」と「やや賛成」を併せると、回答者の半数以上が賛成に傾いている。

この調査が行われたのは、ちょうど渋谷区の条例が大きく報じられ、社会の関心が高まっていた時期であり、その結果は、多くの者が「制度としての同性婚」については好意的な意見を持っていることを明らかにしている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

さらにその 2 年後, 2017 年(平成 29 年)に NHK により実施された調査「日本人と憲法 2017」では, 18 歳以上の国民のうち住民基本台帳から層化無作為 2 段抽出した 4800 人(400 地点×12 人)に個人面接法で行った調査(調査有効数 2643 人)において, 「男性どうし, 女性どうしが結婚することを認めるべきだ」という考え方への意見を尋ねたところ, 「そう思う」が 50.9%, 「そうは思わない」が 40.7%, 「わからない・無回答」が 8.4%であった(甲 A 106 号証)。

これらの数値は, パートナーシップ制度などを通じて, 同性カップルの存在が社会的に認容されるべきものであるとの認識が広まることによって, 同性婚に対する社会の受け入れも高まることを示している。

これについては, 次項で, 渋谷区による条例施行後 2 年でなされた実態調査の結果を概観する。

4 パートナーシップ制度などによる寛容性の高まり

訴状や準備書面でも述べているとおり, 2015 年(平成 27 年)3 月に渋谷区のパートナーシップ条例が制定されたことを皮切りに, 数多くの自治体でパートナーシップ制度が導入されて来ている。渋谷区が 2017 年(平成 29 年)11 月に発表した実態調査報告書(甲 A 548 号証)によれば, 証明書の取得が家族にカミングアウトして説明するきっかけになった者(31 頁), 取得を機に職場にカミングアウトし団体保険の受取人変更や福利厚生を要求した者(32 頁), 会社に対し自治体や国の動きを自分でまとめてレクチャーした者(32 頁), カミングアウトがきっかけになり同僚との人間関係がより良くなったという者

(32 頁), 「今までずっと嘘をついたりこそこそ隠れたりしたことを行政から認めてもらえるのは自分の中でとても大きなこと」と述べる者

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

(34 頁) が認められた。また、パートナーの手術の際、証明書を示すことで何の問題もなく家族として関わることができた(37 頁) など、社会の変化についての言及も見られた。同調査は企業の取り組みも対象としており、制度を機に企業の取り組みが進み、従業員に向けても顧客に向けても「LGBT 施策」が進展したことが認められたこと、取り組みがメディアに取りあげられ、大きく紹介されたこと、経営層がダイバーシティの大切さを積極的に発信するようになり、「LGBT 施策」は同性愛者等でない従業員からも高評価を受けている(39～50 頁) との結果が得られている。

5 同性婚の法制度化が必要不可欠であること

先にも述べたが、婚姻という社会制度からの排除が、同性愛者等の存在を不可視化させる大きな要因のひとつになり、同性愛者等に対する偏見・差別を助長している。法的効力のないパートナーシップ制度や、本件訴訟提起によるカミングアウトにも、周囲の認識を変え、同性愛に対する寛容性を前進させる一定の効果は期待できるところだが、先の渋谷区の調査はまた、法的効力がないこと、婚姻自体が認められていないことによる限界も明らかにしている。こうした自治体の取り組みはもちろん必要だが、偏見・差別を解消するためには十分ではない。

社会の側や同性愛者等の中に内在化している偏見・差別を解消するためには、社会的差別の原因となっている、同性愛者等とそうでない者との「非対称性」を解消することが必要である。そのためには、同性婚を認めない社会制度自体を変え、同性愛者等自身の望むパートナーと結婚することができる制度を構築することこそが、必要不可欠なのである。

第 5 国の「社会的承認が存在しているとはいえない」という主張の誤り

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 11 回期日(20211227)提出の書面です。

これに対し、被告は、第 5 準備書面において、むしろ、真逆の主張をしてきている。すなわち、「多数の地方公共団体が同性パートナーシップに関する公的認証制度を創設し、諸外国において同性パートナーシップ制度や同性婚制度が導入されるなど、同性間の人的結合関係に関する理解が進んでいると評価することができる状況にあるとしても、同性間の人的結合関係を我が国における婚姻の在り方との関係でどのように位置付けるかについては、いまだ社会的な議論の途上にあり、我が国において、同性間の人的結合関係を異性間の人的結合関係を対象とする婚姻関係と同視し得るほどの社会的な承認が存在しているとはいえない。」から、本件別異取り扱いが憲法 14 条 1 項に反するとはいえない旨主張する(36 頁)。

しかし「社会的承認が存在しているとはいえない」ことが本件諸規定の違憲性を免れさせるものではなく、原告ら第 12 準備書面及び本準備書面でも述べてきたとおり、むしろ、差別と偏見に置かれた同性愛者らの状況を改善するために、「社会的承認」を確保・拡大し、婚姻における平等を実現していくべき責務を被告は負っているのである。被告の主張は自身に課せられた責務を「社会的承認」の言葉のもとに免責するものであり、本末転倒の議論と言わざるを得ない。

以上